

理事会セッション（社会・環境部会共催）

原子力発電所関連訴訟について学ぶ

Discussion on Nuclear Power Station Lawsuits

*升田 純¹, *上坂 充², *佐藤 修彰³, *佐田 務⁴, *寿楽 浩太⁵¹ 中央大学, ² 東京大学, ³ 東北大学, ⁴ JAEA, ⁵ 東京電機大学

原子力発電所の再稼働差し止め仮処分訴訟では、対極的な司法判断が下されている。福岡高裁宮崎支部は九州電力 川内 1、2 号機の運転差し止めを認めなかつたが、大津地裁は関西電力 高浜 3、4 号機の運転を差し止める決定を下したのが、その一例である。

これらの司法判断は、原子力発電所の運転の可否に関わりつつあり、多くの原子力学会員にとって非常に関心が高いものになっている。そこで、今回、本セッションを企画するに至った。

本セッションでは、前述のような異なる判断が示された裁判所決定のあらましと、それらの決定の依り処について紹介する。まず、原子力発電訴訟に詳しい中央大学法科大学院の升田教授に解説をしていただくこととした。

次に、科学技術に関する裁判の諸問題について検討を進めている本学会社会・環境部会より、①科学技術の最先端の分野における争点をめぐって、司法の判断と国あるいは専門家による判断が食い違う理由は何か。また、このような問題の調整をどう図つたらよいのか。②この問題の背景には、科学技術をめぐる不確実性への対応をめぐる問題がないか、などの論点整理を行う。

最後に、質問への対応や会場との意見交換を通じて、原子力界が果たすべきことは何か、あるいは学会として何をなすべきかを考える。

なお、この問題に対する会員からの質問を事前に募集し、当日はそれらを集約した質問とそれに対する回答や解説を行うことで、この問題に関する議論を深める。

(ご講演いただく法務専門家の経歴)

升田純 弁護士・中央大学法科大学院教授

1974 年京都大学法学部卒

東京高裁判事を経て 1997 年に退官し弁護士登録

2004 年まで聖心女子大学文学部教授

2004 年より中央大学法科大学院教授（現在に至る）

*Jun Masuda¹, *Mitsuru Uesaka², *Nobuaki Sato³, *Tsutomu Sata⁴ and *Kohta Juraku⁵

¹Chuo Univ., ²Univ. of Tokyo, ³Tohoku Univ., ⁴JAEA, ⁵Tokyo Denki Univ.,